

E i w a News

所得拡大促進税制について

平成 26 年 5 月
(No. 106)

平成 26 年度税制改正により、所得拡大促進税制の適用期限の延長と拡充が行われました。
これにより当規定の適用を受けやすくなりましたので、その改正点や計算の対象となる給与等
を中心に改めてご紹介いたします。

[1] 概要

青色申告法人が下記[3]のすべての要件を満たした場合に、給与等支給増加額の 10%の税額控除
を受けられる制度です。ただし、控除できる税額は、その適用事業年度における法人税の額の 10%
(中小企業者等の場合は、20%)が限度となります。

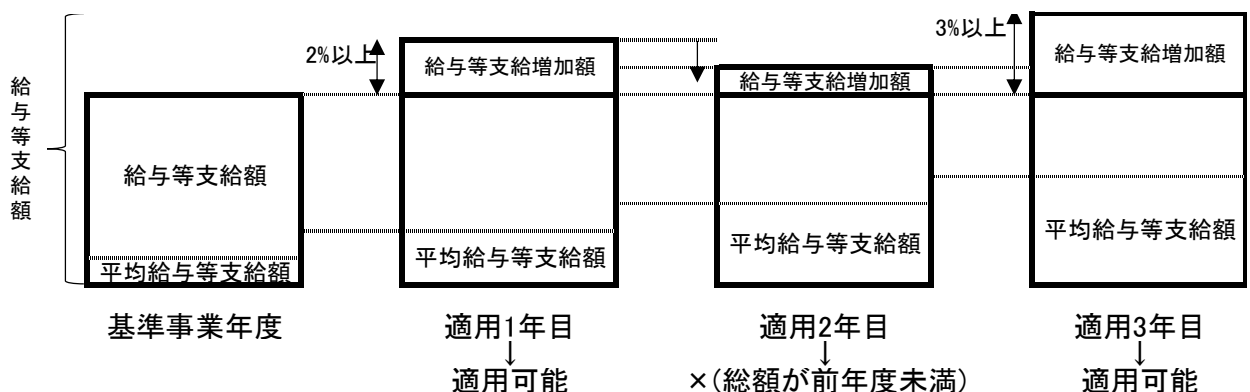
[2] 改正点

1. 適用年度を平成 30 年 3 月 31 日まで 2 年延長
2. 給与等支給増加率要件（改正前は 5%）の緩和
 - ・平成 27 年 4 月 1 日より前に開始する事業年度→2%以上
 - ・平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度→3%以上
 - ・平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度→5%以上
3. 平均給与等支給額の比較方法を、「継続雇用者に対する給与等の支給額」と、それに係る
支給者数に限定して比較することに変更

※改正後の制度は平成 26 年 4 月 1 日以降に終了する事業年度について適用されます。

[3] 適用要件

1. 給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して一定割合（適用年度ごとに異なる）
以上増加していること（改正点）
2. 給与等支給額が前事業年度給与等支給額を下回らないこと
3. 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を**超えている**こと（改正点）



[4] 給与等の内容

1. 基準年度の給与等支給額

平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の前事業年度の給与等支給額をいいます。

2. 給与等支給額

国内雇用者（法人の使用人のうち国内の事業所に勤務する雇用者をいい、役員の特典関係者や使用人兼務役員を除く）に対して支給する給与等（退職手当を除く）をいいます。

ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合には、給与等支給額から控除します。

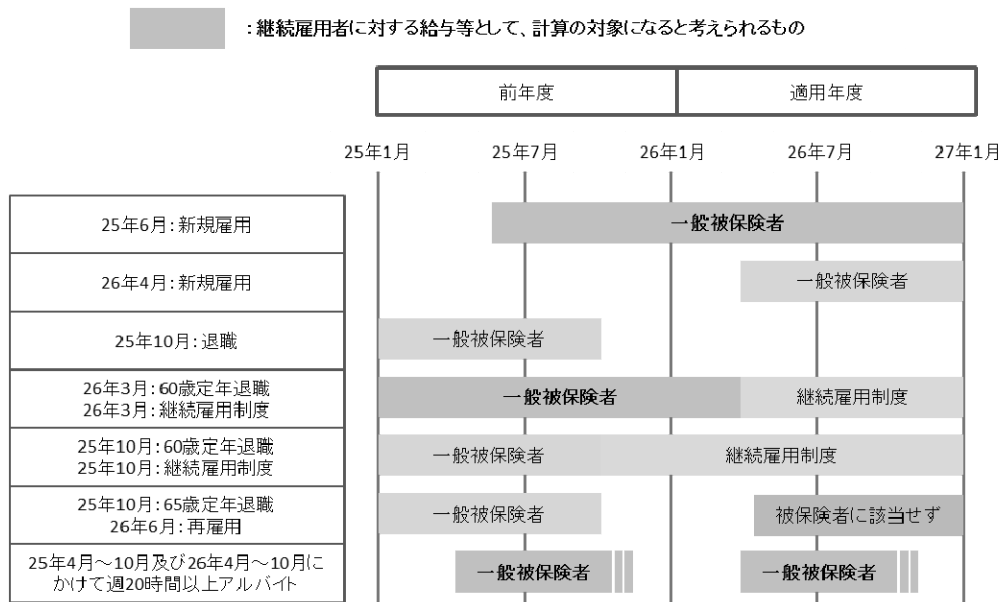
3. 平均給与等支給額（改正点）

継続雇用者に対する給与等の金額を、対象事業年度（適用事業年度又はその前事業年度）における給与等の月別支給対象者数を合計した数で除した金額をいいます。

※継続雇用者に対する給与等

適用事業年度及びその前事業年度において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与の支給額（ただし、雇用保険法の一般被保険者に対する給与等に限る。）とされています。

以下の図の例をご参照ください。



図の上から 1, 4, 7 番目のものは、計算の対象となると考えられます。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、お願いいたします。